

松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業 - 公募型プロポーザル実施要領 -

1. 目的

松阪市は、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、「松阪市ゼロカーボンビジョン」を公表し、2050年脱炭素社会の実現を図るための取組のひとつとしてゼロカーボン・ドライブを推進していくこととしている。

そこで、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、松阪市（以下「市」という。）が所有する施設にEV普通充電設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV普通充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して10年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、松阪市財産条例（平成17年松阪市条例第68号）第5条及び第13条の規定に基づき、免除するものとする。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4. 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市環境生活部 環境課（第4別棟）
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
電話番号 0598-53-4425
メールアドレス kan.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 令和5年6月28日（水）～7月12日（水）
※土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。
閲覧場所 (1)に同じ。（仕様書、関係様式等は次の市HPからダウンロード可能）
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/matsusakaevproposal.html>

(3) 日程

公告日	令和5年6月28日（水）
参加申請及び企画提案に係る質問受付期限	令和5年7月10日（月） 午後5時必着
参加申請及び企画提案に係る質問回答期限	令和5年7月11日（火）
参加申請書及び企画提案書の提出期限	令和5年7月12日（水） 午後5時必着
審査実施日	令和5年7月14日（金）
審査結果の通知日	令和5年7月18日（火）
協定締結日	令和5年7月下旬

5. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録があること。（※登録がない場合は、7月7日（金）午後5時までに環境課へ連絡し、登録手続の指示を受けること。）
- (2) 松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

6. 参加資格条件及び企画提案に関する質問

(1) 質問方法

本要領、仕様書、松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）（以下「作成要領及び審査基準」という。）に関する質問がある者は、電子メールにより質問書（様式第1号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年7月10日（月）午後5時必着

(3) 提出先

所管課（環境課）

メールアドレス kan.div@city.matsusaka.mie.jp

7. 参加資格条件及び企画提案に関する質問への回答

令和5年7月11日（火）までに、質問者に対し、電子メールにより随時回答する。

8. 参加申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）又は宅配便による。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

(3) 提出先

所管課（環境課）

(4) 提出書類

① 参加申請書（様式第2号）

② 事業者概要（沿革、代表者の履歴等）（任意様式）

③ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの。）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

④ 企画提案書届出書（様式第3号）

⑤ 企画提案書（任意様式）

(5) 提出部数

①～③については、各1部。

④、⑤については、次のとおりとする。

・ 正本1部（押印を要する）

・ 副本3部（押印不要）

・ 電子媒体1部（PDF形式又はMicrosoft Office形式とする）

9. 審査方法

市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について、作成要領及び審査基準に基づき審査を行う。

(1) 審査日

令和5年7月14日（金）

(2) 審査を行う者

大阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会により行う。

(3) 実施方法等

審査の方法、評価の基準等については、作成要領及び審査基準のとおりである。

10. 審査結果の通知

通知日 令和5年7月18日（火）

通知方法 審査結果通知書（様式第4号）により、電子メール及び書面で通知する。

11. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届出書（様式第5号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（環境課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡すること。

12. 協定締結日

最優秀提案者と協定書の締結を調印式により執り行い、本事業を広く内外に周知することとしていることから、最優秀提案者はこの主旨を踏まえ、調印式等に協力するものとする。